

## 利用調整の方法(2号・3号)

希望者が多く、お申込みをいただいた児童全員を受け入れることができない場合、利用調整を行います。利用調整は、全ての施設共通で各家庭の保育の必要性・緊急性を指数化し、優先度を決めます。優先度が高い児童から入所となります。点数については P9～11の保育施設利用調整基準指数・調整指数をご覧ください。

## 保育施設利用調整 基準指数・調整指数

指数の付け方…①基準指数(父母それぞれの指数の合算)±②調整指数=合計指数

※ひとり親の場合は、「不存在」の指数を合算

基準指数は、1項目だけとなり、調整指数は該当する項目が複数合算されます

### 保育施設利用調整【①基準指数】

	事 由	保護者の状況	指数	認定期間
1	就労・ 自営業中心者 ※休憩時間含む 通勤時間含まず	月175時間以上の就労を常態	20	事由継続で 就学前まで
		月170時間以上175時間未満の就労を常態	19	
		月165時間以上170時間未満の就労を常態	18	
		月160時間以上165時間未満の就労を常態	17	
		月150時間以上160時間未満の就労を常態	16	
		月140時間以上150時間未満の就労を常態	15	
		月130時間以上140時間未満の就労を常態	14	
		月120時間以上130時間未満の就労を常態	13	
		月110時間以上120時間未満の就労を常態	12	
		月 64時間以上110時間未満の就労を常態	11	
	自営業協力者 ※休憩時間含む 通勤時間含まず	月175時間以上の就労を常態	18	
		月170時間以上175時間未満の就労を常態	17	
		月165時間以上170時間未満の就労を常態	16	
		月160時間以上165時間未満の就労を常態	15	
		月150時間以上160時間未満の就労を常態	14	
		月140時間以上150時間未満の就労を常態	13	
		月130時間以上140時間未満の就労を常態	12	
		月120時間以上130時間未満の就労を常態	11	
		月110時間以上120時間未満の就労を常態	10	
内職	月120時間以上の就労を常態	10		
	月 64時間以上120時間未満の就労を常態	8		
2	就労内定	月175時間以上の就労を常態	15	3か月 ※期間内に就労 証明書が提出 された場合は 就労とする
		月150時間以上175時間未満の就労を常態	13	
		月120時間以上150時間未満の就労を常態	11	
		月100時間以上120時間未満の就労を常態	9	
		月 64時間以上100時間未満の就労を常態	7	
3	求職活動	継続的に求職活動をしている	1	

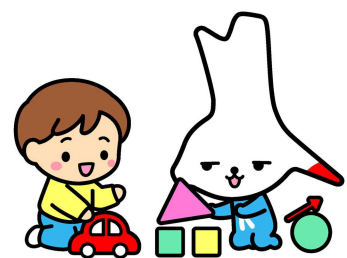
	事 由		保護者の状況	指数	認定期間
4	妊娠・出産		妊娠・出産のため保育が困難な状態	12	予定日を含む前後2か月
5	疾病	自宅外・自宅内療養	長期入院(1か月以上)	20	事由継続で就学前まで
			身動きがとれず安静を要する状態	18	
			通院加療および自宅療養のため保育にあたれない場合	16	
			上記以外の自宅療養	12	
	障がい	各種手帳の交付または診断を受けている	身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A	20	
			身体障害者3級、知的障害者B	16	
身体障害者4級以下、知的障害者C			14		
6	同居親族の介護・看護等		親族が長期入院または、する予定があり常時付き添いが必要な場合	20	
			親族の自宅療養のため保育にあたれない場合	20	
			親族の介護に月175時間以上あたっている	20	
			親族の介護に月120時間以上あたっている	13	
			親族の介護に月64時間以上あたっている	11	
			上記以外で必要と認められる場合	10	
7	災害復旧		震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	10	
8	就学・職業訓練		月160時間以上の就学を常態	17	在学期間内
			月140時間以上160時間未満の就学を常態	16	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態	14	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態	13	
			月 64時間以上100時間未満の就学を常態	11	
9	不存在		死亡・離婚・未婚・拘禁等	20	
10	虐待・DV		児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象と認められる場合	25	事由継続で就学前まで

※父母が同じ自営業の場合は、一人を「自営業協力者」とする。祖父母のいずれかが自営業中心者で父母が同じ自営業である場合は、父母ともに「自営業協力者」とする。ただし、父母ともに「業務独占資格(その業務にかかる専門的資格)」を有する場合は、父母ともに「自営業中心者」とみなす。

※専門的資格の提示を求める場合があります。

#### <注意点>

- ・就労状況が不明確な場合等は、必要に応じて提出書類の追加や現地確認・面談等を実施します。
- ・書類に虚偽があった場合は、入所内定の取消しや退所となることがあります。
- ・月の就労時間が64時間未満の場合は、求職活動の事由となり、就労を理由とした入所はできません。



©神栖市

## 保育施設利用調整【②調整指数】

		対象	指数
1	世帯	ひとり親家庭	+5
		すでに兄弟姉妹が保育施設に入所している場合(兄弟姉妹を同時入所申請をしている場合も含む)	+3
		すでに兄弟姉妹が別々の認可保育施設に入所しており、どちらか片方の在園している認可保育施設に転園を希望する場合	+4
		すでに保育の必要な事由があり、認可外保育施設等を継続的に利用している場合(保育料領収書等で確認ができた場合)	+4
		地域型保育を利用中でその課程修了(卒園)後、連携園以外への転園を希望する場合	+3
		同居している60歳未満の祖父母が、無職又は求職中・64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育にあたることのできない場合を除く) ※同居とは、同一世帯に限らず、同一住所及び同じ建物に居住の場合をいう	-2
2	提出書類	就労証明書の就労状況(日数・時間等)に対して、就労(収入)実績に整合性がない場合	-3
		過去に利用調整時の入所要件(家庭・就労状況等)と利用開始後の状況で異なることが判明した場合または過去の利用期間中に、申請にかかる違反行為が判明した場合(就労証明書・現況届等の書類未提出の場合を含む)	-5
3	保育料	おおむね4か月未満の保育料の自主納付が確認できない場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む) ※直近の納付で滞納処分が確認できず、保育申込時に保育料の完納が確認できた場合、滞納による減算は無しとする	-5
		おおむね4か月以上の保育料の自主納付が確認できない場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む) ※直近の納付で滞納処分が確認できず、保育申込時に保育料の完納が確認できた場合、滞納による減算は無しとする	-10
4	就労	父・母が市内の保育施設に勤務(内定を含む)している保育士、看護師、准看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合	+20
		父・母が市内の保育施設に勤務(内定を含む)している保育士、看護師、准看護師、保健師以外であり保育体制の確保上必要である場合	+10

### 《主な選考要素の優先目安》

	世帯の状況	就労の状況	住民登録の状況
高 ↑ 優先度 ↓ 低	児童の両親不存在	常勤就労者	神栖市内在住 (転入予定者含む)
	ひとり親世帯	パート就労者	
	児童の両親存在	就労内定者	神栖市外在住 (神栖市在勤・在学)
	保育の期待ができる親族がいる	求職活動中	

### 《同点だった場合の優先順位について》

・保育施設利用調整基準指数、調整指数の合計指数が同点だった場合は、下記の順に検証し、該当する世帯を優先するものとします。

1. 利用希望開始日がより早い世帯
2. ひとり親世帯
3. 兄弟姉妹がすでに在園している保育施設への入所を希望する場合
4. 祖父母が不存在、または市外に居住している場合
5. 保護者及び合算対象者の所得(算定退所となる所得の合計)を比較し、より低い世帯